

農地造成に係る農地転用事務処理要綱

平成12年 6 月 1 日農地第 280号
神奈川県環境農政部長通知
改正 令和 7 年 月 日農地第 号
神奈川県農水産部長通知

1 趣旨

この要綱は、農地造成に係る農地転用の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) この要綱で「農地造成」とは、農地の利用増進のため、耕作に適した土による埋土・盛土又は土の採取を行い、農地の形質を変更する行為をいう。
- (2) この要綱で「軽易な農地造成」とは、耕作者又は耕作者の依頼若しくは承諾を得ている者が行う農地造成で、次のア又はイに該当し、農地の形状・性質上耕作の目的に適するものをいう。
 - ア 耕作中断期間が 3 か月以内、造成面積が1,000平方メートル以内で、かつ、盛土高、切土高又は掘削の深さが施工基面から 1 メートル以下のもの
 - イ 農業委員会又は市町村が定める指導要綱等（以下「指導要綱等」という。）の基準（耕作中断期間、面積、盛土高、切土高、掘削の深さ等）に該当するもの（ただし、造成区域全体の面積が10,000平方メートル以上のものを除く。）

3 農地造成に係る農地転用の取扱い

- (1) 農地造成については、軽易な農地造成及び土地改良法の適用を受けるもの（土地改良法に基づく土地改良事業）を除き、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づく一時転用許可を要する。
- (2) (1)による許可を申請する者は、当該地の作付計画（作物、面積、時期等）及び申請者の営農計画（所有農地面積、作付作物、使用する施設及び機械、農業従事者等）について記載した営農計画書を必ず添付しなければならない。
- (3) (1)による許可は、次の要件を満たす申請でなければ、してはならない。
 - ①土砂が計画に従って確実に搬入され、必要量以上の土砂や廃棄物を含む悪質土が搬入又は投棄されるおそれがないこと。
 - ②造成面の最上部には、耕作に適する良質土を営農計画書に示された作物に適した作土厚まで盛土すること（良質土の判定及び作土厚の指定は農業者側が行うものとする。）

- ③②の耕作土は地下水が滞留しない土とし、必要に応じて暗渠排水工等により耕作に適した排水機能を確保すること。
- ④造成面にたるみが生じないように造成する計画であること。
- ⑤盛土法面で、造成面より表面水が集まる箇所には、法肩部に流出防止用の盛土を設けるか、又は、排水路を低くして法肩より排水が溢流しない構造とすること。
- ⑥造成後、単に農地状に復元されるだけでなく、土質、地盤の安定度、排水機能等からみて、長期的かつ継続的に耕作に供されうると認められる計画であること。

(4)(1)による許可を行うにあたり、盛土規制法による許可を要しないときは、農地造成計画の構造、工法、各種計算の方法及び数値等技術的な内容の審査基準については、宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準・行政指導指針（令和7年2月）を準用するものとする。

(5) 接した農地について、同一の事業者が連続した期間（工期と工期の間の中断期間が1年未満のものを含む。）内に農地造成をする場合は、施工区分等のいかんにかかわらずこれを一体として審査する。

(6) 一時転用許可の期間は、3年を限度とし、必要最小限の期間だけ許可するものとする。

(7) 他法令（条例、規則を含む。）による許認可を要するときは、当該許認可の見込みがある場合のみ許可するものとする。

4 農地造成に係る土地改良法の適用

土地改良法の適用を受ける農地造成は、土地改良法所定の要件を満たす外、次の要件を満たすものとする。

- (1) 換地計画を必要とする農地造成であること。
- (2) 農地造成後の農地面積が概ね10,000平方メートル以上であること。
- (3) 市町村長の同意が得られること。

5 農業委員会及び市町村が行う指導

- (1) 農業委員会又は市町村は、農地造成に係る事前相談又は一時転用許可の申請を受け付けた際には、3(1)の趣旨を明確に伝え、特に、土地改良法の適用を受けるべきものについては、脱法行為等が行われることのないよう適切に指導するものとする。
- (2) 農業委員会又は市町村は、軽易な農地造成を行う者に対し、届出をさせる等、農地の保全・被害防除のため、この要綱及び指導要綱等に基づき指導に努める。
- (3) 農業委員会又は市町村は、軽易な農地造成が計画（工事完了の時期を含む。）と異なると認められるときは、その理由及び工事の進捗状況の報告を求める等、指導

に努める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にされた申請又は届出であって、この要綱の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお従前の例による。